

低濃度PCB含有電気機器把握支援補助金Q & A

Q 1 補助要件を満たしていれば、申請すれば必ず補助を受けることができるのか。

A 1 予算の範囲内において交付するため、申請が多く、予算の範囲を超えることなどにより、補助要件を満たしていても補助を受けられない場合があります（参照：要綱第1条）

Q 2 予算の範囲を超えた場合の交付対象者はどのように選定されるのか。

A 2 補助の目的及び補助の効果の点から総合的に判断して採択者を決定します。
判断要素としては交付要綱第6条第2項に定めるとおり、補助対象者の区分、判明した場合の処理年月のほか、従業員数、資本金額、財政力指数といった指標により、比較的運営基盤が脆弱な者を優先するほか、補助の効果の観点から、1台当たりの補助額を考慮する予定です。

Q 3 本社は道内にあるが、道外の事業所で使用している電気機器の分析を行うにあたり、補助を受けることはできるか。

A 4 本補助は北海道内において保管又は使用するもののみが対象であるため、道外で保管又は使用されているものは補助対象とはできません（参照：要綱第3条）

Q 4 法人の場合、工場や支店名で申請することは可能か。

A 4 法人名で各事業所分をとりまとめて申請してください。

Q 5 電気機器の管理を委託している業者に計量証明機関への分析までを再委託している場合でも、補助対象となるか。

A 5 補助対象とはなりますが、領収書などの添付書類において、申請の対象とする電気機器の絶縁油の分析に係る経費の内訳及び計量証明機関からの領収書などを示していただく必要があります。

Q 6 電気機器からの絶縁油の採取者が当該電気機器の管理を委託している業者（計量証明機関ではない）が行っても、採取費用も補助対象とすることはできるか。

A 6 補助対象とはできませんが、領収書などの添付書類の内訳等により、採取費用を明確に示す必要があります。

Q 7 一度に複数の機器の分析を行う場合、領収書は一括の金額で良いか。

A 7 領収書が機器ごとの内訳がわかるよう示す必要があります。また、補助の上限額は1台ごとに適用されますので留意してください※。

※ 例えば補助対象経費が 20,000 円の機器Aと 40,000 円の機器Bを同時に申請しても、補助額は2台の合計額の 60,000 円の1/2の 30,000 円ではなく、機器Aについては1/2の 10,000 円が補助額となる一方、機器Bについては1/2が 20,000 円となり、上限額を超えるため、15,000 円が補助額となります。

Q 8 銘板等がないため、製造者、型式等を確認することができないものも補助対象となるか。

A 8 銘板がないものについても補助対象となりますが、製造年又は設置年のほか、管理状況から

明らかなもの（分析の必要がないもの）は補助対象とならない場合があります。

Q 9 安定器及び安定器を解体したものは補助対象から除かれているのはなぜか。

A 9 安定器内部のコンデンサーから絶縁油を採取するには、安定器を解体する必要がありますが、一体型となったものは解体が禁止されていること。また、外付け型のものについては、分析を行って判別するよりもコンデンサー部分を高濃度PCB廃棄物として処分することが、安全かつ効率的であると考えられるためです。

Q10 低濃度PCBの処理のための補助はないのか。

A10 処理のための補助はありませんが、日本政策金融公庫による貸付制度があります。

Q11 当町は財政力指数が0.2以下であるものの、職員数は100人を超えているが、補助対象者となりうるか。

A11 要綱（第3条第3項）では、「次のいずれかに該当する市町村」として、職員数と財政力指数の基準を規定しており、職員数が100人を超えていても、財政力指数が0.2以下であれば補助対象者となることができます。

Q12 職員数を「地方公共団体定員管理調査（総務省）における調査対象職員」としているが、当該調査は一般会計のほか、教育、公営企業等会計等の内訳も示されており、どの職員数で判断するのか。

A12 合計人数（一般会計以外の職員数も含む）により判断します。

Q13 補助金の支払いはいつ頃行われるのか。

A13 申請締切日（9月30日）以降に一括して補助金額の決定を行いますので、支払いは10月末頃を予定しています。

Q14 申請締切日以降に調査実施する予定で、事業計画書を提出期限内に提出できなかった場合に補助を受けるにはどうしたらよいか。

A14 予算の状況によって10月以降に追加募集を行う予定ですので、追加募集時に申請してください。

Q15 消費税等仕入控除税額を減額して申請すべきとされている（要綱第5条第2項）が、どういう意味か。

A15 消費税及び地方消費税の税務署への納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（仕入税額を控除して）計算します。

この控除により、補助対象経費に含まれる消費税相当額を結果として補助事業者が負担しない場合があるため、予め仕入控除税額を減額して交付申請することとしているものです。

消費税等仕入控除税額を減額して交付申請すべきにも関わらず、減額せずに交付申請して補助金を受領した場合は、補助金返還の対象になります。消費税等仕入控除税額について不明な点がある場合は、経理担当者や所管の税務署に相談してください。